



事院規則で定める年齢は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年齢とする。
一 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 年齢六十七年
二 令和九年四月一日から令和十一年三月三十日まで 年齢六十八年
三 令和十一年四月一日から令和十三年三月三十日まで 年齢六十九年
四 法附則第八条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員であつて給与法に規定する行政職俸給表(二)の適用を受ける職員とする。
一 守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する職員
二 用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する職員
三 法附則第八条第四項の人事院規則で定める職員は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。
一 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで 附則別表の各項職員の欄に掲げる職員
二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 附則別表の二の項及び三の項職員の欄に掲げる職員
三 令和九年四月一日から令和十三年三月三十一日まで 附則別表の三の項職員の欄に掲げる職員
四 法附則第八条第四項又は第五項の規定により読み替えて適用する法第八十一条の六第二項本文の人事院規則で定める年齢は、附則別表職員の欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表年齢の欄に掲げる年齢とする。
五 (令和三年改正法附則第三条第六項の規定による勤務についての準用)
第六条 第三条、第五条から第八条まで、第九条の欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表年齢の欄に掲げる年齢とする。
第七条 第二項、第十条並びに第十二条第二項及び第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、國家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号。次条において「令和三年改正法」という。)附則第三条第六項の規定による勤務について準用する。
第八条 令和三年改正法附則第三条第九項の人事院規則で定める官職及び職員等
第九条 令和三年改正法附則第三条第九項の人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職のう

ち、当該官職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、基準日ににおける新国家公務員法定年が基準日の前日における新国家公務員法定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年に準じた年齢)を超える官職に限る。とする。
一 基準日以後に新たに設置された官職
二 基準日以後に法令の改廃による組織の変更等により名称が変更された官職
三 研究所、試験所等の長で人事院が定めるもの
四 首席楽長、楽長及び樂長補
五 修補師長及び修補師長補
六 主厨長及び副主厨長
七 主任監視指導官
八 原子力運転検査官
九 主任原子力専門検査官
十 原子力専門検査官

第一章 附則別表(附則第二条第五項及び第六項関係)
二 人事院事務総長
内閣衛星情報センター所長
内閣審議官のうち、その職務と責任が事務次官が定めるものと同一のもの
会計検査院事務総長
会計検査院事務総局次長
二 人事院事務次官(外交領事事務に従事する職員で、人事院が定めるものを除く。以下この表に十 二の項において同じ。)
外局(国家行政組織法(昭和二十三年法律第一百二十号)第三条第三項の序に限る。以下この表において同じ。)の長官
二 人事院事務次官(外交領事事務に従事する職員で、人事院が定めるものを除く。以下この表に十二の項において同じ。)の長官
三 地域原子力規制総括調整官
四 地域原子力規制委員会の職員のうち、次に掲げる職員
五 首席原子力専門検査官
六 原子力規制委員会の職員のうち、次に掲げる職員
七 上席安全審査官
八 上席監視指導官
九 統括原子力運転検査官
十 教官
十一 上席指導官
十二 上席原子力専門検査官
十三 上席監視指導官
十四 統括原子力運転検査官
十五 教官
十六 主膳長及び副主膳長
十七 皇宮警察学校教育主任
十八 在外公館に勤務する職員(給与法に規定する行政職俸給表(一)又は指定職俸給表の適用を受ける職員に限る)及び外務省本省に勤務し、外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるもの
十九 海技試験官
二十 原子力規制委員会の職員のうち、次に掲げる職員
二十一 上席原子力防災専門官
二十二 原子力防災専門官
二十三 原子力艦放射能調査専門官
二十四 上席放射線防災専門官
二十五 統括物質防護対策官
二十六 主任安全審査官

二 令和六年三月三一日人事院規則
三 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
四 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
五 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
六 この規則は、令和六年四月一日から施行する。